

児童手当提出書類チェックシート

- ・ 申告書に、所定の項目（申告書左下の表を参照）を記入し、右下の申告者欄に記入のうえ、添付書類と併せて提出してください。
- ・ 主なチェック項目を下記に示しましたので、申告書の作成・提出時の参考にしてください。
- ・ 市区役所、町村役場等で添付書類を取得される時にもご確認ください。

・申告書

ク欄（支払希望金融機関）【新規認定・変更】

<input type="checkbox"/>	申告者（教職員）本人名義 の普通預金（貯金）口座である(配偶者や児童名義の口座ではない)。
--------------------------	--

・添付書類

世帯全員の住民票【新規認定・額改定】

す べ て	<input type="checkbox"/>	申告書に記入する支給要件児童等がすべて含まれている。
	<input type="checkbox"/>	続柄が記載 されている。
	<input type="checkbox"/>	個人番号（マイナンバー）が省略 されている(記載されていない)。
	<input type="checkbox"/>	世帯全員 の住民票である(世帯の一部ではない)。
	<input type="checkbox"/>	市区町村から交付されたものである(写し可)。

所得証明書【新規認定】

	<input type="checkbox"/>	所得額・控除額・扶養親族人数それぞれの内訳が記載されている。
い 配 偶 者 が あ る 場 合 上	<input type="checkbox"/>	配偶者分の証明書も添付している。
	<input type="checkbox"/>	控除対象配偶者
	<input type="checkbox"/>	同一生計配偶者
	<input type="checkbox"/>	配偶者控除
	<input type="checkbox"/>	配偶者特別控除
	<input type="checkbox"/>	市区町村から交付された 原本 である。
	<input type="checkbox"/>	市区町村から交付されたものである(写し可)。

- * 所得証明書は、市区町村により課税証明書等と称する場合がありますので、ご注意ください。
- * 申告者本人の証明書に控除配偶者等の記載がある場合は、配偶者分の所得証明書の提出は不要です。
- * ひとり親世帯の場合、所得証明書または課税証明書の提出を省略することができますが、その旨を記載した申立書を別途提出してください
(様式：和歌山県教育委員会ホームページ＞総務課＞福利厚生室＞児童手当 に掲載)